

危険物取扱者及び消防設備士免状の返納について

1、返納申請又は届出の種類

(1) 全部自主返納申請

交付を受けている免状全てを返納する申請

(2) 一部自主返納申請（消防設備士免状のみ）

交付を受けている免状のうち、一部を自主返納する申請

(3) 返納届出

免状の交付を受けているものが死亡し、又は失そうした場合に、代理人により返納する届出

※返納申請における注意点

免状の返納は、現に有している免状の交付を受ける資格を放棄することであり、この場合の放棄とは免状を交付した都道府県知事により当該資格が取り消されることと同じ効果を有するものであります。

（一度返納した免状の返納を取り止めることはできませんのでご注意ください。）

2、申請等について

(1) **危険物取扱者** （自主返納届出書様式）※本人が届出する場合

（返納届出書様式）※代理人等が届出する場合

(2) **消防設備士** （自主返納届出書様式）※本人が届出する場合

（返納届出書様式）※代理人等が届出する場合

〈問合せ先〉

夕張市消防本部予防課

電話：0123-53-4121 FAX：0123-53-4123

メールアドレス：yfd-yobou@blue.ocn.ne.jp

URL 【 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/setubisi23.htm> 】